

消 防 危 第 143 号
令和元年 9 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

ハザード地区における危険物施設の流出防止対策の促進について

令和元年 8 月 27 日からの大雨に伴う佐賀県の鉄工所からの危険物流出事故を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、ハザード地区における危険物施設の流出防止対策を促進するため、消防庁では内閣府、経済産業省及び国土交通省と連携し、「風水害発生時における危険物保安上の留意事項について」（平成 30 年 9 月 27 日付け消防危第 179 号）に示される留意事項を含めた風水害発生時における危険物保安上の留意事項をとりまとめ、関係事業者団体に対し別添のとおり周知しましたのでお知らせします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、このことについては、内閣府、経済産業省及び国土交通省より、それぞれ関係機関等に対して通知されていることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、小島、大西

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

別添

消防危第 143 号
令和元年 9 月 20 日

石油連盟会長
一般社団法人日本化学工業協会会長
石油化学工業協会会長
一般社団法人日本鉄鋼連盟会長
電気事業連合会会長
全国石油商業組合連合会会長
公益社団法人全日本トラック協会会長
日本危険物物流団体連絡協議会会長
日本塗料商業組合理事長

殿

消防庁危険物保安室長
(公印省略)

ハザード地区における危険物施設の流出防止対策の促進について

危険物施設における風水害対策については、「風水害発生時における危険物保安上の留意事項について」（平成 30 年 9 月 27 日付け消防危第 179 号。以下「179 号通知」という。）及び「危険物施設における風水害対策の徹底について」（令和元年 8 月 29 日付け消防危第 124 号）に示される留意事項を参考として、必要な措置を講ずるよう、その運用の徹底をお願いしているところです。

今般、消防庁では、令和元年 8 月 27 日からの大雨に伴う佐賀県の鉄工所からの危険物流出事故を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、ハザード地区における危険物施設の流出防止対策を促進するため、内閣府、経済産業省及び国土交通省と連携し、179 号通知に示される留意事項を含めた風水害発生時における危険物保安上の留意事項を別紙のとおりとりまとめましたので、これを踏まえ、引き続き、危険物の流出防止に努めるよう、貴団体の加盟各社に対し、周知してまいりますようお願いいたします。

なお、このことについては、別添のとおり、都道府県等に対してお知らせしているとともに、内閣府、経済産業省及び国土交通省より、それぞれ関係機関等に対して通知されていることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、小島、大西

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

消防危第 143 号
令和元年 9 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

ハザード地区における危険物施設の流出防止対策の促進について

令和元年 8 月 27 日からの大雨に伴う佐賀県の鉄工所からの危険物流出事故を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等、ハザード地区における危険物施設の流出防止対策を促進するため、消防庁では内閣府、経済産業省及び国土交通省と連携し、「風水害発生時における危険物保安上の留意事項について」（平成 30 年 9 月 27 日付け消防危第 179 号）に示される留意事項を含めた風水害発生時における危険物保安上の留意事項をとりまとめ、関係事業者団体に対し別添のとおり周知しましたのでお知らせします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、このことについては、内閣府、経済産業省及び国土交通省より、それぞれ関係機関等に対して通知されていることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本、小島、大西

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

風水害発生時における危険物保安上の留意事項

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）室
総務省消防庁危険物保安室
経済産業省製造産業局総務課
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

令和元年8月の前線に伴う大雨に伴う浸水により、佐賀県の鉄工所において、焼き入れ油を貯蔵している地下ピット内に水が流入し、多量の焼き入れ油が流出する事故が発生しました。

また、平成30年の7月豪雨や台風21号においても、多数の給油取扱所において、浸水による電気設備の故障、タンクへの水混入、流水による防火塀の破損や舗装面の洗掘、危険物運搬車両の流出、敷地内への土砂の流入・堆積、強風による防火塀や設備・機器の倒壊、キャノピーからのパネル落下等が生じました。加えて、アルミニウム工場（重油の貯蔵・取扱いを行う危険物施設）においても、浸水により、アルミニウムの熔融高熱物が水と接触したことによるものとみられる爆発が発生し、周辺建物の延焼、破損等が生じたところです。

これらの被害状況を踏まえ、風水害発生時における危険物保安上の主な留意事項を以下のとおりまとめました。

つきましては、危険物施設において、上記のような事故や被害が今後発生しないよう、関係者において、本留意事項の内容について認識・共有いただくとともに、各施設の形態や危険物の貯蔵・取扱い等の状況に応じ、必要な措置を講じていただくようお願いいたします。

1. 各段階における危険物保安上留意すべき事項

(1) 平時からの事前の備え

ア 危険物施設が所在する地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う

浸水高さ等を確認しておくこと。

イ 上記アを踏まえ、当該施設において、長雨や台風の接近に伴い浸水等の発生が想定される場合には、被害発生の危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画策定や教育訓練等の準備を行うこと。

〈事前の備えの例〉

- ・ 計画的な操業の停止や規模縮小、危険物の搬入・搬出の時期や経路の変更等に関する判断基準や実施要領を策定する。
- ・ 停電時においても温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等のバックアップ電源を確保する。
- ・ 下記（２）の応急対策について、従業者等の教育訓練を行う。等

（２）風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策

ア 危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずること。

〈浸水・土砂対策の例〉

- ・ 土のうや止水板等により危険物施設内への浸水や土砂流入を極力防止する。
- ・ 配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出を防止するとともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止する。
- ・ 禁水性物質や金属の溶融高熱物など、水と触れると危険な物品については、高所へ移動する、水密性のある区画で保管する、金属の溶融高熱物の加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる等の措置を講ずる。
- ・ 屋外にある容器及びコンテナは、流出防止のため、高所へ移動する、ワイヤーや金具で相互に緊結する、重いものを下方に積む等の措置を講ずる。また、移動タンク貯蔵所についても、高台等への移動を実施する。等

〈強風対策の例〉

- ・ 飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、配管の弁等を閉鎖する。
- ・ 屋外にある容器及びコンテナは、転倒防止のため、ワイヤーや金具で相互に緊結する、重いものを下方に積む等の措置を講ずる。等

〈停電対策の例〉

- ・ 危険物の製造や取扱いをあらかじめ停止しておく。
- ・ 温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等により所要の電力を確保する。等

イ 上記アの対策を講じるに当たっては、従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行うこと。

ウ 浸水等に伴い、大規模な爆発など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等への通報を行うこと。

(3) 天候回復後の点検・復旧

ア 点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うこと。

特に、浸水した施設では、電気設備のほか、危険物を取り扱う設備や配管も損傷している可能性があるため、目視点検だけでなく、作動状況や気密性、危険物への水の混入状況等について確認を実施すること。

また、台風等による強風や大雨に見舞われた浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の点検・復旧については、「浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の保安対策の徹底及び応急措置体制の整備について」（平成25年7月31日付け消防危第141号・消防特第154号）を参考として対応すること。

イ 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認すること。

2. 中小企業防災・減災投資促進税制の活用について

中小企業において、災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、令和元年7月16日に施行された中小企業強靱化法により、防災・減災に係る事前対策のための設備投資について、特別償却（20％）を講じる「中小企業防災・減災投資促進税制（令和2年度末まで）」を実施しています。

本税制は、事業者が作成した自然災害等への事前の対策を取りまとめた計画を経済産業大臣が認定し、当該計画に含まれる設備の導入に対して適用するものです。

風水害対策に向けた設備としては、止水板や防水シャッター、排水ポンプ等が対象となります。

具体的な内容や手続きにつきましては、各地域の経済産業局産業部中小企業課等にお問い合わせください。

（参考URL：中小企業防災・減災投資促進税制の運用に係る実施要領）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2019/190809bousaizeis/ei.pdf>

3. 水害リスクに関する助言について

1. の留意事項を踏まえ、各施設において具体的な計画策定や対策の実施等を行うに当たり、必要に応じ、ハザードマップを作成している各地域の市区町村の危機管理担当部局や河川管理者が水害リスクに関する助言を実施することが可能です。

なお、国管理河川の場合は、全国の地方整備局等の河川関係事務所に地域の水防力の強化を図る相談窓口として「災害情報普及支援室」を設置し、

- ・河川等のハザードマップの作成、洪水予報等の情報伝達に関する市町村への技術支援
- ・避難確保、浸水防止に関する計画作成を行う施設の所有者又は管理者への技術支援
- ・その他、災害情報を普及するために必要な支援

等を行っておりますので、ご活用ください。

(参考URL)

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou-shien.html> (「災害情報普及支援室」で検索)